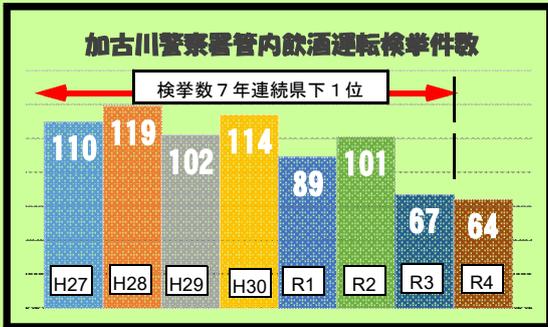




加古川交通安全ニュース

令和5年第8号
加古川警察署

みんなでなくそう 飲酒運転は「犯罪」です!!



加古川警察署管内で飲酒運転多発!!

違反者の言い訳～こんなに身勝手な理由で違反しています!

- 1位 事故・違反なんてしない 56.3%
 - 2位 飲酒運転くらいかまわない 21.9%
 - 3位 これくらいの距離なら大丈夫 15.6%
- (令和4年：加古川警察署管内で検挙された違反者から聴取)

わずかな量でもこんな悪影響が!

◆例えばビールを飲むと...

- ① 350ml缶1本程度でも『集中力』が低下する『反応時間』が遅れる『多方面への注意』向かなくなる
 - ② 500ml缶1本程度で『ハンドル操作』がうまくできなくなる『視覚機能』が阻害される
 - ③ 350ml缶2本程度まで来ると『規制』を無視し始める!!
- 行きつく先は「身の破滅」です!



こんな行為も違反です～「飲酒三罪」

◆飲酒するおそれのある者に

- ① 車を貸してはいけません

《車両提供罪》



- ② お酒を勧めてはいけません

《酒類提供罪》



- ③ 同乗することを求めてはいけません
- 《同乗罪》

運転者以外も「処罰」の対象になります!

違反者には重い処分が待っています!

① 酒酔い運転

(飲酒により正常な運転が困難な場合)

【罰則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【行政処分】 違反点数35点：免許取消(欠格3年)

② 酒気帯び運転

(体内に一定以上のアルコール分を保有している場合)

【罰則】 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【行政処分】 呼気1リットル中のアルコール分が

◎0.25ミリグラム以上の場合

違反点数25点：免許取消(欠格2年)

◎0.15ミリグラム以上0.25ミリグラム未満の場合

違反点数13点：免許停止

※欠格期間は違反等の状況により変わることがあります。



飲酒運転防止に向けて...

- ① 『ハンドルパー』を決めましょう!



『ハンドルパー』とは? 飲み会の際に、お酒を飲まない人のことです。仲間を自宅まで送り飲酒運転を防止します。

- ② 『運転代行』を活用しましょう!



週末など混み合うことがあります。早めの手配を心掛けましょう。